

2015 年 6 月 2 日

株 主 各 位

東京都荒川区西日暮里二丁目 25 番 1-702 号
株式会社ダイナムジャパンホールディングス
取締役 佐 藤 洋 治

第 4 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 4 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席
くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2015 年 6 月 24 日（水）午前 10 時（受付開始は午前 9 時 30 分）

2. 場 所 東京都荒川区西日暮里二丁目 27 番 5 号
株式会社ダイナム本部ビル

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第 4 期（2014 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査
委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第 4 期（2014 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日まで）
単体計算書類報告の件

決議事項

- 第 1 号議案** 定款一部変更の件
第 2 号議案 株式の割当、発行および取引の包括授権の件
第 3 号議案 取締役 9 名選任の件
第 4 号議案 香港証券取引所上場規則に基づく監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 株主様ご本人が株主総会に出席される場合

- ・会場受付にて株主様ご本人であることの確認をさせていただきます。株主様ご本人であることの確認は、事前に登録された株主様ご本人の署名を照合させていただく方法で行いますが、念のため、パスポートまたは運転免許証その他の本人確認ができる書面もご持参ください。

(2) 株主様ご本人が出席されずに、代理人様が出席される場合

- ・当社から送付した「委任状」用紙に所定の記載をされるとともに、株主様ご本人が署名してください。株主様ご本人の署名であるかどうかについては、事前に登録された株主様ご本人の署名と照合させていただく方法で行いますので、必ず株主様ご本人が事前に登録された署名を行ってください。
- ・「委任状」は、代理人様が株主総会当日、所定の記載がされ、株主様ご本人が署名されたものを会場受付にご持参ください。
- ・会場受付にて出席される代理人様ご本人であることの確認をさせていただきます。パスポートまたは運転免許証その他の「委任状」用紙に記載された代理人様ご本人であることの確認ができる書面をご持参ください。

(3) 株主様ご本人が出席されずに、株主総会の議長を代理人として選任される場合

- ・当社から送付した「委任状」用紙に所定の記載（代理人の住所または主たる事務所および氏名または名称の欄は記入しないでください。）をされるとともに、株主様ご本人が署名してください。株主様ご本人の署名であるかどうかについては、事前に登録された株主様ご本人の署名と照合させていただく方法で行いますので、必ず株主様ご本人が事前に登録された署名を行ってください。
- ・代理人の住所または主たる事務所および氏名または名称を除く所定の記載がされ、株主様ご本人が署名された「委任状」を、株主総会開催の日時までに同開催場所に到達するよう郵送いただくか、または株主総会開催の48時間前までに当社の株主名簿を管理する Computershare Hong Kong Investors Services Limited（所在地：17M Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong）に提出してください。

5. その他の注意事項

- (1) この招集通知に記載された株主総会の決議事項のすべては投票による決議に付されます。
- (2) 2015 年 5 月 27 日における最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、株主総会において権利を行使することができる株主とします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の 3 日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。
- (4) 香港の中央清算決済システム（CCASS）に預託され、香港中央結算有限公司（HKSCC）の子会社である HKSCC Nominees Limited 名義で登録された当社株式に関する受益者（CCASS 受益者）は、日本法のもとで当社株主とは認識されません。CCASS 受益者の権利は、HKSCC Nominees Limited と CCASS 受益者との間の取り決めおよび CCASS の一般的な運営規則にしたがって行使されます。

以 上

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dyjh.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(2014 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過および成果

当連結会計年度の日本経済は、消費税増税後の消費マインド低下により、回復に遅れが見られるものの、日銀の金融緩和、政府の財政出動などの政策継続や円安進行の影響を受け、企業収益や雇用情勢は引き続き改善しております。

一方、当社の属するパチンコホール業界におきましても、消費税増税による消費マインド低下の影響が昨年の夏以降顕著になりました。

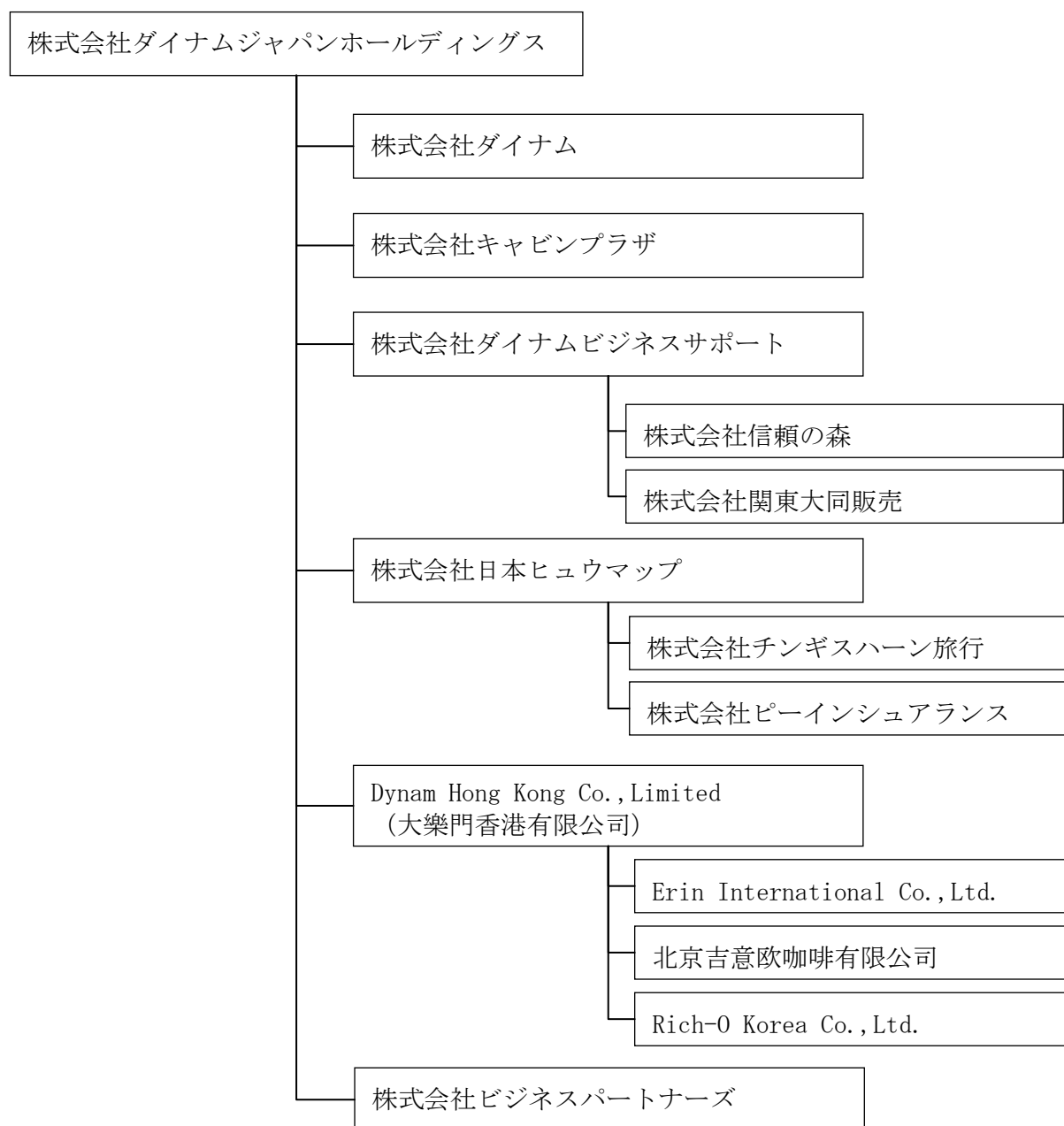
こうした中、当社の店舗年数の古い高貸玉店舗においても、業界全体と同様に稼働の低下・営業収入の減少が顕著なものとなりました。このような状況に対応するため、当社は中長期的な安定成長に向け、2015 年 1 月より店舗改装による設備の一新等、高貸玉店舗 40 店舗において大幅なリニューアルを実施いたしました。店舗リニューアルにおいては、顧客のニーズにあわせた様々な施策や積極的な投資を行い、顧客サービスの向上を図っております。これらの結果、遊技台稼働は前期同様の水準まで回復してきております。

また、パチンコホール事業は、近年射幸性の高いハイリスク・ハイリターンを好むヘビーユーザー層を主な顧客として、店舗の大型化や過剰な広告宣伝活動による激しい競合状況にありました。しかしながらこれまでの貸玉 4 円、貸メダル 20 円のいわゆる高貸玉営業の顧客が減少し、貸玉 1 円や貸メダル 5 円などの低貸玉営業の普及が急速に進んでおります。当然のことながら、低価格で楽しめる低貸玉営業は、高額な負担を強いられる可能性のある高貸玉営業より、潜在的マーケットは大きいものと考えられます。

当社グループにおきましては、パチンコを「誰もが気軽に安心して楽しめる真の大衆娯楽に改革する」ことをビジョンに掲げその実現の手段として、積極的に低価格で楽しめる低貸玉店舗を展開しております。当連結会計年度において 19 店舗の新規出店を行い、また、高貸玉店舗から低貸玉店舗への業態転換を 2 店舗実施し、商圈見直しに伴い低貸玉店舗を 1 店舗閉店いたしました。これにより低貸玉店舗は 221 店舗となり、当社グループ全体の店舗数 393 店舗のうち半数を超える店舗が低貸玉店舗となっております。

これらの結果、当連結会計年度における連結業績は以下のとおりとなりました。
営業収入は1,545億56百万円（前期比6.8%減）、営業利益は193億44百万円（前期比39.0%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は113億3百万円（前期比46.8%減）となりました。

グループ構成図



(2) 重要な企業再編等の状況

①事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

②他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

③吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

④他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は総額 208 億 28 百万円であり、パチンコホール事業における新規出店およびリニューアルにともなう建物、構築物、工具器具備品等の取得が主なものであります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、以下の資金調達を行っております。

①2012 年 9 月に契約しているコミットメントライン（契約金額 150 億円、期間 3 年）を利用して、期中において 30 億円を借入いたしました。

②設備投資を資金使途としたシンジケートローン（契約金額 300 億円、期間 7 年）を 2015 年 3 月に契約し、期中において 90 億円を借入いたしました。

③2014 年 3 月に契約しているコミットメントライン（契約金額 150 億円、期間 3 年）を震災対応型に変更するとともに、期間を 1 年間延長いたしました。

なお、当社グループでは CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、グループ各社の資金を集中管理することにより、資金の効率化と有利子負債の削減を図っております。

当連結会計年度末における有利子負債は 123 億 20 百万円であり、前連結会計年度末に比し 79 億 96 百万円増加しております。

(5) 対処すべき課題

①ローコスト経営の追求

当社グループでは、低貸玉営業に特化した出店を推進しております。低貸玉営業は、既存営業に比較し営業収入や利益も総じて小さくなるため、よりロー

コストで経営する技術・ノウハウが求められます。当社グループでは、店舗の標準化による建築資材の効率的な購入、商品提供力（商品品質）の強化、現場での日常業務を通じた教育による業務の標準化、単純化の徹底、店舗サポート組織である本部、統括組織の見直しと適正人員の配置によるスリム化を図り、ローコスト経営を追求してまいります。

②内部統制の強化

当社グループでは、グループ内部統制委員会を設置し、取締役会で決議された「内部統制の基本方針」に基づき、グループにおける内部統制システムの構築を行うと共に、状況の変化に応じた点検・整備を行っております。また、下部組織にグループ危機管理委員会を設置し、グループ全体に内在するリスクを包括的に把握し、損失の危機に関する課題解決に取り組んでおります。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	国際財務報告基準（IFRS）		
	第 2 期	第 3 期	第 4 期
	2013 年 3 月期	2014 年 3 月期	2015 年 3 月期 (当連結会計年度)
営業収入 (百万円)	163,961	165,754	154,556
営業利益 (百万円)	34,289	31,735	19,344
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	20,925	21,255	11,303
基本的 1 株当 たり当期利益 (円)	29.73	28.61	15.22
総資産 (百万円)	167,877	186,169	180,936
親会社の所有者に帰属する 持分合計 (百万円)	125,827	141,990	135,077
1 株当たり 親会社所有者 帰属持分 (円)	169.38	191.14	181.84

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 2012 年 6 月 21 日付で普通株式 1 株につき 20 株の割合で株式分割を行いました。当該連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的 1 株当たり当期利益（国際財務報告基準（IFRS））を算定しております。
3. 2013 年 3 月期については、2014 年 3 月期および 2015 年 3 月期の比較情報として国際財務報告基準（IFRS）に準拠した諸数値を記載しておりますが、会計監査人による監査を受けておりません。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

(2015年3月31日現在)

会 社 名	資本金	議決権 比率(%)	主要な事業内容
株 式 会 社 ダ イ ナ ム	5,000 百万円	100	パチンコホール経営
株式会社キャビンプラザ	10 百万円	100	パチンコホール経営
株式会社ダイナムビジネス サポート	1,020 百万円	100	不動産管理、店舗開発、 広告宣伝
株式会社日本ヒュウマップ	100 百万円	100	飲食、清掃
Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司)	500 百万香港ドル	100	アジア圏での事業への 投資

(8) 主要な事業内容

当社は、純粋持株会社として、グループ全体の経営を統括しております。
当社グループの主要な事業は以下のとおりです。

(2015年3月31日現在)

事業区分	事業内容
パチンコホール事業	パチンコホール運営
不動産関連事業	不動産管理、店舗開発
飲食事業	パチンコホールに併設する飲食店の営業
清掃事業	パチンコホールの清掃
投資事業	アジア圏での事業投資

(9) 主要な事業所

①当社

(2015 年 3 月 31 日現在)

本 店	東京都荒川区西日暮里二丁目 25 番 1-702 号
香 港 支 店	Unit A1, 32nd Floor, United Centre, 95 Queensway, Admiralty, Hong Kong

②主要な子会社

(2015 年 3 月 31 日現在)

株式会社ダイナム	本 店	東京都荒川区西日暮里二丁目 27 番 5 号
	店 舗	全国 46 都道府県に 384 店舗
	物流センター	全国 16 道県に 16 箇所
株式会社キャビンプラザ	本 店	東京都荒川区西日暮里五丁目 21 番 7 号
	店 舗	全国 5 県に 9 店舗
株式会社ダイナム ビジネスサポート	本 店	東京都荒川区西日暮里五丁目 21 番 7 号
株式会社日本ヒューマップ	本 店	東京都荒川区西日暮里五丁目 15 番 7 号
	店 舗	全国 46 都道府県に 366 店舗
Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司)	本 店	Unit A1, 32nd Floor, United Centre, 95 Queensway, Admiralty, Hong Kong

(10) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

(2015年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
4,651名	124名減

(注) 従業員数は、就業人員数であり、上記のほか臨時従業員 11,735 名（当連結会計年度の平均雇用人数）を雇用しております。

②当社の従業員数

(2015年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
35名	2名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、上記のほか臨時従業員 4 名（当連結会計年度の平均雇用人数）を雇用しております。
2. 当社から子会社への出向者は除き、子会社から当社への出向者を含んでおります。

(11) 主要な借入先の状況

(2015年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	6,862
株式会社三井住友銀行	4,575
株式会社りそな銀行	740
株式会社三菱東京UFJ銀行	143

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2015年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 2,520,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 742,850,360 株

(3) 株主数 145 名

(4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
HKSCC Nominees Limited	163,277	21.98
佐藤 洋治	162,522	21.88
リッチオ株式会社	95,810	12.90
一般財団法人ワンアジア財団	80,000	10.77
佐藤 公平	55,139	7.42
西脇 八重子	46,896	6.31
佐藤 茂洋	46,575	6.27
佐藤 政洋	45,059	6.07
ダイナムジャパンホールディングス 従業員持株会	18,073	2.43
佐藤 清隆	9,900	1.33

- (注) 1. 自己株式は所有していません。
2. HKSCC Nominees Limited は、香港証券取引所である Hong Kong Exchanges and Clearing Limited の子会社であり、中央清算決済システム (Central Clearing and Settlement System) の口座に預託された香港上場株式の名義株主となっております。
3. 大株主の所有持株数については、実質所有持株数で記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および執行役の状況

(2015年3月31日現在)

氏 名	当社における 地位および担当	重要な兼職の状況
佐 藤 洋 治	取 締 役 取 締 役 会 議 長 指 名 委 員 会 委 員 報 酬 委 員 会 委 員	Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司) 取締役兼 CEO 一般財団法人ワンアジア財団代表理事
佐 藤 公 平	取 締 役 代 表 執 行 役 長 執 行 役 社 長	株式会社ダイナム 代表取締役社長
堀 場 勝 英	取 締 役 指 名 委 員 会 議 長 報 酬 委 員 会 議 長	
高 野 一 郎	取 締 役 監 査 委 員 会 議 長	弁護士 株式会社光通信 社外監査役
牛 島 憲 明	取 締 役	
吉 田 行 雄	取 締 役 監 査 委 員 会 委 員	税理士
加 藤 光 利	取 締 役 指 名 委 員 会 委 員 報 酬 委 員 会 委 員	株式会社エコマテリアル 代表取締役 CFO
トーマス・イップ	取 締 役 監 査 委 員 会 委 員	AIP Partners C.P.A Limited プ ラ ク テ ィ シ ン グ ・ デ ィ レ ク ター (香港公認会計士)
森 治 彦	執 行 役	株式会社ダイナム 常務取締役
坂 本 誠	執 行 役	株式会社ダイナム 常務取締役
岡 安 静 夫	執 行 役	
勝 田 久 男	執 行 役	
水 谷 義 之	執 行 役	株式会社ダイナム 取締役

(注) 1. 堀場勝英氏、高野一郎氏、牛島憲明氏、吉田行雄氏、加藤光利氏およびトーマス・イップ氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査委員の高野一郎氏は、弁護士の資格を有し、企業法務に精通しており、また他社で社外監査役をしており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査委員の吉田行雄氏は、税理士の資格を有し、税務署長を務める等財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査委員のトーマス・イップ氏は、香港公認会計士であり、香港でタックスアドバイザーを勤めており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 報酬委員会による取締役および執行役の報酬等の決定方針および当該方針の内容

2011年9月28日開催の報酬委員会において、以下の内容で、取締役および執行役の報酬内容の決定に関する方針を決議し、その後、2012年4月25日開催の報酬委員会において、役員報酬および役員賞与の支給方法の改定を決議しております。

①取締役・執行役の報酬決定に関する事項

同業他社・同等規模の流通業等民間企業の支給水準を勘案の上、年間の報酬支払い総額枠を報酬委員会が定め、その枠内で個別役員に期待する役割、求められる能力および責任に見合った報酬の水準を報酬委員会が設定します。

②取締役の報酬

- ア. 固定報酬と業績を反映する役員賞与から構成します。
- イ. 固定報酬は、当社グループ各社内での社格および当社グループでの役割、常勤・非常勤の別、所属する委員会および役位を反映し、従来の報酬水準を踏まえ、役員報酬ランク（年俸制）を再設定し、役員報酬（年俸制）を13か月で除した金額を固定報酬として毎月、支給します。
- ウ. 役員賞与は、半期の所属する会社の業績達成度と当該役員毎の貢献度に応じて支給額を決定します。

固定部分と変動部分で構成し、固定部分については、固定報酬1か月相当分を年2回に分けて、0.5か月相当分ずつを支給します。変動部分はグループ各社の目標経常利益の達成度およびコミットメント評価結果に応じて、支給額を決定します。なお、変動賞与は、業績によっては支給しない場合があるものとします。

- エ. 当社は、2013年4月25日開催の報酬委員会において、取締役の報酬体系を見直し、役員退職慰労金制度を廃止することを決定いたしました。廃止に伴う打ち切り日である2013年5月31日時点までの在任期間に対応する役員退職慰労金については、対象者が当社の取締役を退任した時に支給することとしています。
- オ. 執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しません。

③執行役の報酬

- ア. 固定報酬と業績を反映する役員賞与から構成されます。
- イ. 固定報酬は、役位と役割に応じ、従来の報酬水準を踏まえ、役員報酬ランク（年俸制）を再設定し、役員報酬（年俸制）を13か月で除した金額を固定報酬として毎月、支給します。
- ウ. 役員賞与は、半期の所属する会社の業績達成度と当該役員毎の貢献度に応じて支給額を決定します。固定部分と変動部分で構成し、固定部分については、固定報酬1か月相当分を年2回に分けて、0.5か月相当分ずつを支給します。変動部分は目標経常利益の達成度およびコミットメント評価結果に応じて、支給額を決定します。なお、変動賞与は、業績によっては支給しない場合があるものとします。
- エ. 当社は、2013年4月25日開催の報酬委員会において、執行役の報酬体系を見直し、役員退職慰労金制度を廃止することを決定いたしました。廃止に伴う打ち切り日である2013年5月31日時点までの在任期間に対応する役員退職慰労金については、対象者が当社の執行役を退任した時に支給することとしています。

(3) 取締役および執行役の報酬等の総額

(2014年4月1日から2015年3月31日まで)

	支給人数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	※2 7 人 (6 人)	5 7 百万円 (3 6 百万円)
執 行 役	6 人	1 7 1 百万円

※1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

※2. 期末日現在、取締役8名（うち社外取締役6名）、執行役6名となっております。なお、取締役が執行役を兼務している期間においては、取締役としての報酬はありません。

※3. 取締役および執行役に対する金銭以外の報酬はありません。

(4) 社外取締役に関する事項

①他法人等の重要な兼職状況

4. 会社役員に関する事項(1) 取締役および執行役の状況の表に記載のとおりであります。当社と兼任している他の法人等との間には、取引関係等はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

ア. 社外取締役は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。

イ. 社外取締役は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはありません。

ウ. 社外取締役は、いずれも当社の取締役・執行役と三親等以内の親族関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
堀 場 勝 英	当事業年度に開催された取締役会 13 回、指名委員会 7 回、報酬委員会 10 回の全てに出席し、流通・金融業の企業経営者の観点および見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
高 野 一 郎	当事業年度に開催された取締役会 13 回、監査委員会 15 回の全てに出席し、法律の専門家の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
牛 島 憲 明	当事業年度に開催された取締役会 13 回の全てに出席し、金融・証券業の企業経営者の観点および見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
吉 田 行 雄	当事業年度に開催された取締役会 13 回、監査委員会 15 回の全てに出席し、税務・会計の専門家の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
加 藤 光 利	当事業年度に開催された取締役会 13 回、指名委員会 7 回、報酬委員会 10 回の全てに出席し、製造・金融業の企業経営者の観点および見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
トーマス・ イ ッ プ	当事業年度に開催された取締役会 13 回、監査委員会 15 回の全てに出席し、税務・会計に関する専門家の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

④責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当社が支払う会計監査人の報酬等の額	60 百万円
子会社が支払う会計監査人の報酬等の額	26 百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員の全員の同意に基づき監査委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか会計監査人の監査品質ならびに監査実施の有効性および効率性等を勘案し、再任もしくは不再任の検討を毎年行います。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備

2015年3月25日開催の取締役会において、内部統制の基本方針として、以下のとおり決議しております。

1. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

執行役は、法令および文書管理に関する規程に従い、執行役の職務の執行に係る情報を保存および保管する。

執行役は、取締役、監査委員会、会計監査人の要請があった場合、執行役の職務の執行に係る情報を開示することができる体制を整備し、運用する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

執行役は、事業活動を阻害するリスクに対処するため、グループ危機管理委員会を設置し、リスク管理に関する規程を整備する。

グループ危機管理委員会は、リスク情報を網羅的に集約し、そのリスク分析および管理策の策定を行う。

執行役は、不測の事態が発生した場合は、緊急対策本部を設置し、損害の拡大を最小限にとどめる。

3. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、適正かつ効率的な執行役の職務の執行を確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その他、社内規程を整備し執行役の権限および責任ならびに会議体における審議および決定の手続きの過程を明確にし、もって効率的な職務執行体制および業務執行の責任体制の確立を図る。

4. 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令および定款を遵守することはもとより、企業理念に則った事業を運営していくため、以下の取り組みを行う。

- (1) 当社は、役員および従業員が法令、定款および当社の企業理念を遵守した行動をとるため「ダイナムグループ企業行動憲章」を定める。
- (2) 当社は、役員および従業員に、「ダイナムグループ企業行動憲章」を継続して周知する。
- (3) 当社は、「ダイナムグループ企業行動憲章」に基づき、コンプライアンスに関する課題の解決を図る。
- (4) 執行役は、当社グループ（以下「グループ」という。）の内部通報制度の仕組み

をつくり、コンプライアンス体制の実効性を高める。

5. 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社間の取引について法令に従い適法に行うとともに、グループの各社が適正な業務執行を行っていくため、以下の取り組みを行う。

- (1) 当社は、定期的開催される経営戦略会議、事業報告会議において、子会社の経営状況、財務状況その他重要な情報について報告を受け審議するとともに、子会社に是正を指示した事項に係る対応状況について把握することにより、適切な経営指導および管理を行う。かかる過程において、予見されるビジネスリスクを継続して把握し、必要な諸施策を講ずる。
- (2) 執行役は、グループ内部統制委員会とその下にグループ危機管理委員会を設け、グループ全体の損失の危険の管理のために必要な体制の整備と運用を行う。
- (3) 取締役会は、グループ経営の基本方針を定め、グループ会社の事業計画および予算を承認し、その業務執行の効率性を確保する。

執行役は、業務執行にあたっては、取締役会規則、執行役業務執行規則その他執行役の職務と権限に関する規程に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行うとともに、子会社の規模や状況に応じて、財務経理、人事、法務の業務を支援する。

- (4) 執行役は、「ダイナムグループ企業行動憲章」ならびに法令およびグループ各社の社内規程をグループの役員および従業員に継続して周知する。

執行役は、財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することにより財務報告の信頼性を高めるものとする。

執行役は、コンプライアンスに関する従業員の意識調査およびグループの内部通報制度等を活用して、グループにおける法令違反等の問題の早期発見と適時な対応を行い、内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、その改善を求める。

当社は、市民社会の秩序や安全に威嚇を与える反社会的勢力および団体（以下「これら団体等」という。）とは一切の関係を遮断し、これらの団体等からの不当要求を断固拒否すると共に、これらの団体等と関係のある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。また、警察、顧問弁護士等の外部専門機関との連携に努め、グループ全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

6. 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

執行役は、監査委員会の職務を補助すべき使用人より構成される監査委員会業務室を設置する。

7. 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項

執行役は、監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程を設け、その使用人の職務遂行および人事等について独立性を確保するために必要な事項を定め、運用する。

8. 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

執行役は、監査委員会の職務を補助すべき使用人について、他部門の使用人を兼務させないものとし、当該使用人が監査委員会または監査委員会から指名を受けた監査委員の指揮命令に従ってその職務を遂行する体制を整備する。

9. 執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

当社は、監査役委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、執行役および従業員の業務執行に関する定期報告や重要事項の報告が、監査委員会に行われるよう、以下の取り組みを行う。

- (1) 執行役または執行役が指名した者は、監査委員会に対し、定期的にその職務および業務の執行状況について、報告を行うものとする。
- (2) 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および従業員ならびに子会社の役員および従業員は、監査委員会の求めに応じて、その職務および業務の執行状況について報告を行うものとする。
- (3) 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および従業員ならびに子会社の役員および従業員は、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項ならびに重大な法令および定款に違反する事実を発見した場合は、監査委員会に直接報告できるものとする。
- (4) グループの内部通報制度の担当部門は、グループの内部通報の活動状況について、定期的に監査委員会に報告する。
- (5) 執行役は、監査委員会または監査委員へ報告を行ったグループの役員および従業員に対する当該報告をしたことを理由とした不利益取扱いを禁止する。

10. 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員が当社に対し、その職務の執行について、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないと認められる特段の事情がない限り、これを拒むことができず、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

執行役は、監査委員会の指名する監査委員に対し、執行役が主宰する経営会議体
に出席する機会を提供する。

グループ監査部門の責任者は、内部監査計画について監査委員会と協議し、グル
ープ業務の監査ならびに内部統制の整備および運用について監査した結果を監査
委員会に報告する。

(2) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、連結業績に連動した株主への利益還元を重要課題の一つとして位置付け
ております。剰余金の配当につきましては、国際財務報告基準（IFRS）で計算され
た連結当期利益の 35%を下回らない配当を実施することを基本方針としております。

なお、剰余金の配当につきましては、2014 年 11 月 27 日開催の取締役会決議に基
づき、1 株当たり 7 円の間配当を実施いたしました。期末配当につきましては 2015
年 5 月 28 日開催の取締役会において 1 株当たり 7 円と決定させていただきました。

連 結 財 政 状 態 計 算 書

(2015 年 3 月 31 日 現 在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産)		(負債)	
非流動資産		非流動負債	
有形固定資産	99,961	繰延税金負債	175
無形資産	1,029	借入金	9,160
売却可能金融資産	8,807	リース債務	66
繰延税金資産	10,954	その他の非流動負債	1,002
その他の非流動資産	11,462	引当金	4,100
非流動資産合計	132,213	非流動負債合計	14,503
流動資産		流動負債	
棚卸資産	4,493	仕入債務及びその他の債務	20,468
売上債権	486	借入金	3,160
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,925	リース債務	254
景品	4,292	引当金	1,610
その他の流動資産	7,288	未払法人所得税等	719
現金及び預金	29,239	その他の流動負債	5,169
流動資産合計	48,723	流動負債合計	31,380
		負債合計	45,883
		(資本)	
		資本金	15,000
		資本剰余金	10,129
		利益剰余金	111,037
		その他の資本の構成要素	(1,089)
		親会社の所有者に帰属する持分合計	135,077
		非支配持分	(24)
		資本合計	135,053
資産合計	180,936	負債及び資本合計	180,936

連 結 損 益 計 算 書

(2014 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収入		154,556
営業費用	(134,659)	
一般管理費	(5,456)	
その他の収入	6,850	
その他の費用	(1,947)	
営業利益		19,344
金融収益	2,151	
金融費用	(1,977)	
税引前当期利益		19,518
法人所得税費用		(8,259)
当期利益		11,259
親会社の所有者に帰属する当期利益		11,303
非支配持分		(44)
当期利益		11,259

連 結 持 分 変 動 計 算 書

(2014 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

項 目	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素
				売却可能金融 資産の公正価値
2014年4月1日（期首）残高	15,000	10,129	110,943	5,829
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	(807)	-
遡及修正後当期首残高	15,000	10,129	110,136	5,829
当期利益	-	-	11,303	-
その他の包括利益	-	-	-	(8,958)
利益剰余金への振替	-	-	(2)	-
当期包括利益合計	-	-	11,301	(8,958)
2014年度配当金	-	-	(10,400)	-
当期変動額合計	-	-	901	(8,958)
2015年3月31日（期末）残高	15,000	10,129	111,037	(3,129)

項 目	その他の資本の構成要素			合計	非支配持分	資本合計
	為替換算 調整勘定	その他	合計			
2014年4月1日（期首）残高	894	2	6,725	142,797	20	142,817
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	(807)	-	(807)
遡及修正後当期首残高	894	2	6,725	141,990	20	142,010
当期利益	-	-	-	11,303	(44)	11,259
その他の包括利益	1,143	(1)	(7,816)	(7,816)	1	(7,815)
利益剰余金への振替	-	2	2	-	-	-
当期包括利益合計	1,143	1	(7,814)	3,487	(44)	3,443
2014年度配当金	-	-	-	(10,400)	-	(10,400)
当期変動額合計	1,143	1	(7,814)	(6,913)	(44)	(6,957)
2015年3月31日（期末）残高	2,037	3	(1,089)	135,077	(24)	135,053

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 14社

主要な連結子会社の名称

株式会社ダイナム、株式会社キャビンプラザ、株式会社ダイナムビジネスサポート、株式会社日本ヒュウマップ、Dynam Hong Kong Co., Limited(大樂門香港有限公司))

(2) 会計処理基準に関する事項

① 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第 120 条第 1 項の規定により、指定国際会計基準に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

② 重要な資産及び負債の評価基準及び評価方法

ア. 棚卸資産

(ア) 貯蔵品

貯蔵品は、営業供用前のパチンコ機及びパチスロ機並びにホール営業で使用される消耗品から構成され、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定されております。

営業供用前のパチンコ機及びパチスロ機の原価の算定は、個別法による原価法（帳簿価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算出）を採用しております。

ホール営業で使用される消耗品の原価の算定は、先入先出法を使用しております。

(イ) 開発事業等支出金

開発事業等に係る支出金は、取得原価と正味実現可能価額のうち、いずれか低い金額で測定されております。

開発事業等支出金の取得原価には、具体的に特定された原価（開発原価の総計のほか、材料及び消耗品、賃金、その他の直接費及び間接費配賦額、資本化された借入費用を含む）が含まれております。正味実現可能価額は、報告対象期間の後に受領予定の販売額から販売費を控除した金額、又は市況に基づいた見積りとして決定しております。完成後は、当該資産は帳簿価額で販売用不動産に再分類されます。

イ. 景品

景品は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定されております。正味実現可能価額とは、通常の事業過程における見積売価から、見積販売費用を控除した金額であります。原価の算定にあたっては、総平均法を使用しております。

ウ. デリバティブ金融商品

デリバティブの当初認識はデリバティブ契約を締結した日の公正価値で行い、当初認識後の再測定も公正価値で行っております。

デリバティブの公正価値の変動額は、連結損益計算書上、損益として認識しております。

エ. デリバティブ以外の金融資産

当社グループは保有する金融資産を、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」「満期保有投資資産」「貸付金及び債権」「売却可能金融資産」の区分に分類しております。この分類は金融資産の取得目的に基づいて行われます。経営者は金融資産の当初認識時にその分類を決定しております。金融資産の通常の購入及び売却は取引日で認識しております。取引日とは、当社グループが資産を購入又は売却することを確約した日であります。

(ア)分類

a. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」は、売買目的で保有する金融資産であります。主として短期間で売却する目的で取得した場合、金融資産はこの区分に分類されます。この区分の資産は、12 か月以内に決済される予定である場合に流動資産に分類され、それ以外の場合は非流動資産に分類されます。

「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」は、当初認識時には、公正価値で計上され、取引コストは費用処理しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は損益として認識しております。

b. 満期保有投資資産

「満期保有投資資産」は、当社グループが満期まで保有する積極的な意図と能力を持って保有する、固定の又は決定可能な支払金額並びに固定の満期が設定されたデリバティブ以外の金融資産であります。「満期保有投資資産」は、当初認識時には、公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で認識しております。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しております。

c. 貸付金及び債権

「貸付金及び債権」は、支払額が固定又は決定可能であるデリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場における相場価格のないものであります。これらは流動資産に分類しておりますが、満期が報告期間の末日から12 か月より後に到来するものについては非流動資産に分類しております。

「貸付金及び債権」は、当初認識時には、公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で認識しております。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しております。

d. 売却可能金融資産

「売却可能金融資産」は、デリバティブ以外の金融資産のうちこの区分に指定されたもの、又は他の区分に分類されなかったもののいずれかになります。これらは非流動資産に分類しておりますが、報告期間の末日から12か月以内に投資の満期が到来するもの、あるいは経営者が当該期間内に売却する意図を有するものについては、流動資産に分類しております。

「売却可能金融資産」は、当初認識においては、公正価値に取得に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動はその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合にはその他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額を損益に振り替えております。

(イ) 金融資産の減損

「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」以外の金融資産は、各連結会計年度末において、減損の客観的証拠があるかどうかを検討しております。金融資産は、金融資産の当初の認識以降に発生する1つ以上の事象の結果として当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローが影響を受けているという客観的な証拠がある場合には、減損損失が認識されます。

売却可能金融資産に分類された上場及び非上場株式については、著しく、又は長期に公正価値が取得原価を下回ることは、減損の客観的な証拠とみなされます。

売却可能金融資産に分類された償還可能証券及びファイナンス・リース債権の減損の客観的な証拠には、以下の項目が含まれます。

- a. 発行者又は関係者の重大な財政状態の悪化
- b. 利息又は元本支払の債務不履行、延滞
- c. 発行者が破産する又は財政的再編成を行う可能性が高い

償却原価で評価する金融資産については、減損損失の金額は、資産の帳簿価額と金融資産の実効金利で割引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額であります。

金融資産の帳簿価額は、貸倒引当金を用いて減損損失が計上される売上債権等を除いて、減損損失額を直接減額しております。

売上債権等は回収期日を変更した債権も含め、回収不能と判断される場合には貸倒引当金が設定され、その後、債権が放棄された場合及び回収された場合には貸倒引当金を減額しております。貸倒引当金の変動は使用による減少を除き損益として認識しております。

「売却可能金融資産」を除いて、その後の期間で、減損損失の金額が減少し、減少が減損損失認識後に発生した事象に客観的に関連している場合には、以前に認識した減損損失は、減損損失を戻し入れた後の投資の帳簿価額が減損損失を認識しなかった場合の償却原

価を超えない範囲で損益を通して戻し入れております。

(ウ) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止いたします。

当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債の認識を継続しております。

(エ) 金融資産及び負債の表示

金融資産及び負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

オ. 資本性金融商品及びデリバティブ以外の金融負債

(ア) 資本性金融商品（株式）

当社が発行した普通株式は、資本として分類しており、直接発行費を除いた調達金額で計上されております。

(イ) 金融負債

金融負債は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」又は「その他の金融負債」のいずれかに分類されます。

a. 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

金融負債が、売買保有目的又は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定された場合、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に区分されます。

金融負債は、以下のいずれかの場合に、売買保有目的に分類されます。

- (a) 主として短期間に売却又は買戻しを行う目的で取得又は発生させたもの
- (b) 当初認識時において、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠があると識別されたポートフォリオの一部として、まとめて管理されるもの
- (c) デリバティブ（金融保証契約又は有効なヘッジ手段として指定されたデリバティブを除く）

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定された金融負債は、公正価値で測定され、関連する変動は損益として認識されます。

上記を含め、認識された損益は、利息費用又は評価損益として連結損益計算書に認識されます。

b. その他の金融負債

借入金を含むその他の金融負債は、取引コスト控除後の公正価値で当初測定されます。当初認識後は、実効金利法を使用した償却原価で測定されます。

(ウ) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約上で特定された債務が免責、取消、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止いたします。

(エ) 金融保証契約

金融保証契約は、当初は公正価値で測定され、当初認識後は以下のいずれか大きい金額で事後測定されます。

- a. IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」にしたがって決定された、契約上の債務の金額
- b. 当初認識の額から、IAS 第 18 号「収益」に従って認識された累積償却額を控除した金額

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産

有形固定資産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、資産の解体・撤去及び設置していた場所の原状回復費用に関する初期見積り費用等が含まれます。

当初取得以降に発生した費用については、その費用が将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、金額を信頼性を持って測定することができる場合にのみ、当該資産の帳簿価額に算入するか個別の資産として認識しております。他の全ての修繕並びに維持にかかる費用は、発生時に損益認識されます。

また、パチンコ機及びパチスロ機はパチンコホール営業上の使用目的で設置された時点で、費用として認識されます。

有形固定資産の減価償却費は、取得原価から定額法及び定率法に基づき、見積耐用年数経過後の残存価額を控除した金額を償却するのに適切な償却率で計算されております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

土地	非償却
建物(建物附属設備を含む)	2-50年
工具器具備品	4-20年
車両	5年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、毎期末に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

建設仮勘定は建設中の建物及び構造物を表し、取得原価から減損損失を控除した金額で計上されております。減価償却は当該資産が使用可能となった時に開始いたします。

有形固定資産の処分にかかる利得又は損失は、当該資産の処分金額と帳簿価額との差額により算出され、損益として計上されます。

イ. 無形資産

無形資産は取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上されております。償却は以下の見積耐用年数にわたり定額法で計算しております。

商標権	10年
ソフトウェア	5年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

耐用年数を確定できない無形資産については償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合に、その都度、個別又は各資産生成単位で、減損テストを実施しております。

④ 非金融資産の減損

ア. 有形固定資産及び無形資産(のれんを除く)の減損

当社グループは、各連結会計年度末に有形固定資産及び無形資産（のれんを除く）の帳簿価額について、減損の兆候の有無を判定しております。個別資産の回収可能価額を見積ることができない場合には、当該資産が属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積っております。減損の兆候が存在すると判断された場合、減損損失の金額を決定するために、回収可能価額を見積もられます。回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額で算定しております。使用価値の算定は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引前の割引率により、現在価値まで割引測定しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、資産又は資金生成単位の帳簿価額は回収可能価額まで減額され、損益として認識されます。

減損損失の認識後に戻し入れる場合、当該資産又は資金生成単位の帳簿価額は、修正された見積回収可能価額まで増額されます。ただし、当該減損の戻し入れは過年度に当該資産又は資金生成単位が減損を認識されていなかった場合の帳簿価額を超えない範囲で行われ、戻入額は、損益として認識されます。

イ. のれんの減損

のれんの減損テストを毎年行っておりますが、減損の可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、より高い頻度で行っております。のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

のれんは、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待される資金生成単位に配分され、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は損益として認識され、その後の期間に戻入れは行われておりません。

⑤ 引当金の計上基準

引当金は、当社グループの過去の事象の結果によって生じた法的又は推定的債務を現在有しており、当該債務を決済するのに経済的便益を持つ資源の流出が必要となる可能性が高く、信頼性のある見積りを行える場合に認識しております。貨幣の時間価値が重要である場合には、引当金の見積将来キャッシュ・フローを現在価値で測定しております。

現在価値の算定には、貨幣の時間価値及び当該負債の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

⑥ 従業員給付

ア. 短期従業員給付

短期従業員給付については割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

有給休暇費用については、それらを支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

イ. 確定拠出年金制度

当社グループは、取締役及び従業員の退職給付制度として確定拠出年金制度を運営しております。

確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、基本給に一定の割合を乗じて算出された当該制度への拠出額を、拠出時に費用として認識しております。

⑦ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

ア. 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の財務諸表は、その企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨（以下、「機能通貨」）で作成されております。連結財務諸表は、当社の機能通貨及び表示通貨である日本円で表示されております。

イ. 各企業体における外貨建取引及び残高

外貨建取引は、取引日の為替レートにより機能通貨に換算されます。外貨建貨幣性資産及び負債は各報告期間の期末日の為替レートで換算されます。この換算によって生じた利益及び損失は損益として認識されます。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は当該公正価値が決定した日の為替レートで換算されます。

非貨幣性項目の利益又は損失がその他の包括利益として認識される際、当該損益の為替部分はその他の包括利益として認識されます。非貨幣性項目の利益又は損失が損益として認識される際、当該損益の為替部分は損益として認識されます。

ウ. 在外営業活動体

当社グループの表示通貨と異なる通貨を機能通貨とする全てのグループ企業の経営成績及び財政状態は、以下のとおり表示通貨に換算されます。

- 各財政状態計算書の資産及び負債は、期末日の為替レートで換算されます。
- 各損益計算書の収益及び費用は、期中平均為替レートで換算されます。ただし、当該期中平均為替レートが、取引日における為替レートの累積的影響の合理的な概算値とはいえない場合には、取引日の為替レートで換算されます。
- 換算結果として生じる為替差額は、資本の構成項目において為替換算調整勘定にて認識されます。

連結財務諸表において、在外営業活動体に対する純投資の換算から生じる為替差額は、資本の構成項目の為替換算調整勘定に含まれます。在外営業活動体を売却した場合には、かかる換算差額は売却損益の一部として連結損益計算書で認識されます。

⑧ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(3) 表示方法の変更 (金融収益)

前連結会計年度において、金融収益は、連結損益計算書上のその他の収入に含めて表示しておりましたが、当社の営業活動の成果をより明瞭に表示する観点から、当連結会計年度より金融収益として独立掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書において、その他の収入から金融収益に 3,660 百万円を組み替えて表示しております。

(4) 新しい IFRS 基準書及び解釈指針の適用

下記の基準を当連結会計年度より適用しております。

① IAS 第 36 号 資産の減損

IAS 第 36 号「資産の減損」について、資金生成単位の回収可能価額の開示内容をより明確にする改訂が行われました。

この改訂が、当社グループの連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

② IFRIC 第 21 号 賦課金

当社グループは、IFRIC 解釈指針第 21 号「賦課金」を適用しております。IFRIC 解釈指針第 21 号「賦課金」は、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の解釈指針であり、賦課金を支払う義務に関する会計処理を規定しております。この解釈指針は、賦課金の支払いを生じさせる債務発生事象が何か、及び債務をいつ認識すべきかを扱っております。

IFRIC 解釈指針第 21 号を前連結会計年度の連結財務諸表に遡及適用しております。

この結果、当連結会計年度の仕入債務及びその他の債務が 1,318 百万円、繰延税金資産

が 461 百万円増加し、利益剰余金が 857 百万円減少しております。

また、当連結会計年度の営業費用が 54 百万円、一般管理費が 21 百万円増加し、その他の費用が 1 百万円減少しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益が 74 百万円減少しております。

上記以外で、2015 年 3 月 31 日現在で適用となっている 新設もしくは改訂された IFRS 基準書及び解釈指針の適用が、連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 152,581 百万円
 なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 担保に供されている資産及び担保に係る債務

① 担保に供されている資産

建 物	314 百万円
土 地	2,599 百万円
合 計	2,913 百万円

② 担保に係る債務

長期借入金	3,345 百万円
(1 年以内返済予定額を含む)	

- (3) 資産から直接控除された貸倒引当金 21 百万円

3. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式数
 普通株式 742,850,360 株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2014 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	5,199	7.00	2014 年 6 月 5 日	2014 年 6 月 27 日
2014 年 11 月 27 日 取締役会	普通株式	5,199	7.00	2014 年 12 月 12 日	2015 年 1 月 14 日

(3) 配当の基準日及び効力発生日が翌期となる剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015 年 5 月 28 日 取締役会	普通株式	5,199	利益剰余金	7.00	2015 年 6 月 3 日	2015 年 6 月 25 日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの事業は、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等の様々な財務リスクに直面しております。当社グループは、予測不可能な金融市場の分析とグループの連結財務諸表への不利な潜在的影響を最小限に留めることを目的とした、総合的なリスク管理プログラムを実施しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

ア. 市場リスク

(ア) 為替リスク

グループ各社のほとんどの事業取引、資産、及び負債は円建てで計上されておりますが、一部の事業取引が香港ドル及び米ドル建てで行われているため、当該取引から生じる資産及び負債を含め、当社グループの為替リスクが存在します。外貨建取引、資産及び負債に関して当社グループでは現在、為替変動に対するヘッジは実施しておりません。当社グループでは為替の危険性を十分にモニタリングし、必要性が生じれば為替変動に対するヘッジを実施いたします。

(イ) 価格リスク

当社グループは、主に上場株式からなる資本性金融商品から生じる株価変動リスクに晒されております。当社グループは、定期的に投資先の財務状況と株式の公正価格を見直しております。

(ウ) 金利変動リスク

当社グループの金利変動リスクは、銀行預金及び借入金に起因し、預金及び借入金には、市場の状況によって変動する金利が発生いたします。

イ. 信用リスク

銀行預金、営業債権、デリバティブは、当社グループの金融資産として、帳簿価額を最大のリスクエクスポージャーとする信用リスクに晒されております。

グループの信用リスクは、多様な取引相手や顧客に分散されているため、当社グループでは信用リスクに対して特に重要な懸念は持っておりません。

当社グループでは、与信先が適切な信用履歴を有しているか確認する方針を取っております。

関連会社に対する債権は、取締役によって注意深く監視されております。

信用リスクを最小限に抑えるために、経営陣はチームを組織し、与信枠、与信承認、その他のモニタリング業務を行っております。また、経営陣は各売掛金の回収可能性を定期的に審査し、適正な減損損失を貸倒引当金として処理することを確認することにより、当

社グループの信用リスクを大幅に低減していると考えております。

銀行預金残高とデリバティブの信用リスクは、相手先の銀行が国際的格付機関から高い信用格付けを与えられていることから判断して限定的と考えられます。

売掛金の通常の回収期間は、30 日以内であり、連結会計年度末において期日が経過している営業債権はありません。

ウ．流動性リスク

当社グループでは、必要な流動性、融資条項の遵守、銀行との関係性を定期的にモニタリングし、短期及び長期に必要な流動性を満たすために、十分な預金と換金可能な証券、及び主要な金融機関との適正なコミットメントラインを確保しております。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

①金融商品の公正価値

当社グループにおける金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

2015 年 3 月 31 日現在

百万円

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
売却可能金融資産	8,807	8,807
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,925	2,925
満期保有投資資産	10	10
貸付金及び債権 (現金及び現金同等物を含む)	31,247	31,247
貸借保証金	5,510	6,019
合計	48,499	49,008
金融負債		
デリバティブ	-	-
償却原価で測定される金融負債	11,100	11,100
借入金	12,320	12,320
リース債務	320	320
合計	23,740	23,740

②公正価値の測定

ア．売却可能金融資産

上場株式の公正価値は期末日の市場の終値、非上場株式の公正価値は合理的な方法により算定しております。これらの評価技法は、観察可能な市場データで入手可能なものを最大限に利用し、固有の見積りの利用は最小限にしております。

イ．純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上場株式の公正価値は、期末日の市場の終値により算定しております。

ウ．満期保有投資資産

満期保有投資資産は債券であり、期末日の市場の終値により算定しております。

エ．債権、現金及び現金同等物

売上債権を含む債権、現金及び現金同等物は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

オ．純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

金利スワップの公正価値は、外部の独立した専門的な評価会社である AVISTA Valuation Advisory Limited (“Avista”) の評価に基づいています。

公正価値評価にあたっては、金利スワップ契約の期間中のイールド・カーブを用いた割引キャッシュ・フロー法を採用しております。

カ．その他の金融負債

借入金及びリース債務の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債務毎に、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。それ以外の金融負債は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

③公正価値の評価

公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格であります。以下の公正価値開示の評価には、公正価値を評価するために用いられる評価技法のインプットを3段階に分類する公正価値ヒエラルキーを使用いたしました。

レベル1のインプット:	当社グループが測定日にアクセスできる、同一の資産又は負債の活発な市場での未調整の公表価格
レベル2のインプット:	上記の見積額以外で、直接的又は間接的に資産又は負債から観察可能なデータ
レベル3のインプット:	資産又は負債の市場において観察不能なデータ

当社グループは、振替の原因となった事象または状況の変化が認められた時点で、3つのいずれかのレベルへの振替、及び3つのいずれかのレベルからの振替を行う方針であります。

活発な市場のある金融商品の公正価値は、貸借対照日時点の市場価格に基づいて算出しております。活発な市場とは、取引所市場、ディーラー市場、ブローカー市場、産業グループ、プライシングサービス及び規制機関等により、市場価格が容易に且つ定期的に入手できる場合であり、この市場価格が実際に、また定期的に発生する公正な市場取引を反映した市場をいいます。当社グループが保有する金融資産のうち、活発な市場における直近のビット価格（買呼値）を用い評価している金融資産をレベル1として分類しております。レベル1分類している金融資産は、売却可能金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産により構成されております。

活発な市場のない金融商品の公正価値は、評価技法を用いて算出しております。これらの評価技法は、観察可能な市場データで入手可能なものを最大限に利用し、固有の見積りの利用は最小限にしております。

金融商品の公正価値の算定に必要な全ての重要なインプットに観察可能な市場データがある場合、金融商品はレベル2に分類されます。

重要なインプットが観察可能な市場データにより入手できない金融商品は、レベル3に分類しております。

経常的に公正価値で測定されている資産・負債

2015年3月31日現在の公正価値分類の開示：

	公正価値の評価分類			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
経常的な公正価値測定				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
香港上場有価証券	2,925	-	-	2,925
売却可能金融資産				
日本上場有価証券	647	-	-	647
香港上場有価証券	7,132	-	-	7,132
その他	-	-	1,028	1,028
	<u>7,779</u>	<u>-</u>	<u>1,028</u>	<u>8,807</u>
経常的な公正価値測定合計	<u>10,704</u>	<u>-</u>	<u>1,028</u>	<u>11,732</u>

当連結会計期間において、レベル1、2、3の間での振替はありません。

④ 当社グループにより用いられた評価プロセス並びに公正価値測定に用いられた評価方法及びインプット

当社グループの財務責任者は、財務報告のために必要な資産及び負債の公正価値の評価について責任を負っております。財務責任者は、取締役会に直接、公正価値に関する報告を行っております。評価方法に関するディスカッションは、取締役と財務責任者との間で、少なくとも年2回は行われます。

当社グループは、レベル2及びレベル3の公正価値の評価について、専門的な資格と経験を有する外部の評価専門家と契約しております。

レベル3の公正価値測定

分類	評価方法	インプット	公正価値 2015 百万円
非上場株式及びその他	ディスカウント・キャッシュフロー法	割引率	<u>1,028</u>

連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていないが公正価値は開示されている資産・負債

下記の金融資産及び金融負債は、連結財政状態計算書上公正価値で測定されていません。公正価値は下表のとおりです。連結財政状態計算書上、公正価値が帳簿価格に近似している金融資産及び金融負債は、下表に含めておりません。

2015年3月31日現在

	公正価値の評価分類			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
金融資産				
賃借保証金	-	6,019	-	6,019
合計	-	6,019	-	6,019

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	181円	84銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	15円	22銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2015 年 5 月 27 日

株式会社ダイナムジャパンホールディングス

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 善 場 秀 明 ⑩

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 千代田 義央 ⑩

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社ダイナムジャパンホールディングスの 2014 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ダイナムジャパンホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(2015 年 3 月 31 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	42,384	流動負債	8,060
現金及び預金	11,336	短期借入金	3,000
前払費用	104	未払金	40
未収収益	3	未払法人税等	214
短期貸付金	27,001	未払消費税等	21
未収入金	3,906	未払費用	62
その他	31	預り金	4,709
		役員賞与引当金	13
固定資産	61,444	固定負債	42
有形固定資産	364	長期未払金	26
建物	149	繰延税金負債	15
工具器具備品	5		
土地	200	負債合計	8,102
建設仮勘定	9	(純資産の部)	
無形固定資産	11	株主資本	95,726
商標権	11	資本金	15,000
その他	0	資本剰余金	55,467
		資本準備金	7,133
投資その他の資産	61,068	その他資本剰余金	48,333
関係会社株式	60,767	利益剰余金	25,258
その他	300	その他利益剰余金	25,258
		繰越利益剰余金	25,258
		純資産合計	95,726
資産合計	103,829	負債・純資産合計	103,829

損 益 計 算 書

(2014 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		21,084
売上総利益		21,084
販売費及び一般管理費		1,082
営業利益		20,002
営業外収益		
受取利息	311	
為替差益	2,073	
その他	20	2,405
営業外費用		
資金調達費用	232	
その他	0	232
経常利益		22,175
特別利益		
子会社株式売却益	91	91
特別損失		
その他	0	0
税引前当期純利益		22,267
法人税、住民税及び事業税	646	
法人税等調整額	10	656
当期純利益		21,610

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2014 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2014 年 4 月 1 日残高	15,000	7,133	48,333	55,467
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2015 年 3 月 31 日残高	15,000	7,133	48,333	55,467

	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
	そ の 他 利益剰余金	利 剰 余 合 計		
	繰 越 利 益 剰 余 金			
2014 年 4 月 1 日残高	14,048	14,048	84,515	84,515
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△10,399	△10,399	△10,399	△10,399
当期純利益	21,610	21,610	21,610	21,610
事業年度中の変動額合計	11,210	11,210	11,210	11,210
2015 年 3 月 31 日残高	25,258	25,258	95,726	95,726

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

無形固定資産・・・定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）

当社グループの資金効率化を目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）の利用により、グループ間の融資に関連して、「短期貸付金」16,920百万円、「預り金」4,702百万円を貸借対照表に計上しております。

消費税等

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産	58 百万円
--------	--------

(2) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社ダイナム	9,000 百万円
----------	-----------

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	27,008 百万円
--------	------------

短期金銭債務	4,722 百万円
--------	-----------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高	21,084 百万円
-----	------------

販売費及び一般管理費	58 百万円
------------	--------

営業取引以外の取引高	331 百万円
------------	---------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

連結計算書類の連結注記表「連結持分変動計算書に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産（流動）

繰延税金資産

未払事業税	40	百万円
-------	----	-----

未払賞与	14	
------	----	--

その他	0	
-----	---	--

	56	
--	----	--

評価性引当額	△56	
--------	-----	--

合計	-	
----	---	--

(2) 繰延税金資産（固定）

繰延税金資産

関係会社株式	1,005	百万円
--------	-------	-----

その他	9	
-----	---	--

	1,015	
--	-------	--

計

評価性引当額	△1,015	
--------	--------	--

合計	-	
----	---	--

(3) 繰延税金負債（固定）

繰延税金負債

為替換算差益の益金不算入	15	百万円
--------------	----	-----

合計	15	
----	----	--

（税率変更）

「所得税法等の一部を改正する法律」が2015年3月31日に公布され、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（但し、2015年4月1日以降に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が2015年4月1日から2016年3月31日までのものは33.1%、2016年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

この税率変更に伴う影響は軽微であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 ダイナム	直接 100%	あり	経営管理	資金の受託 (注 2)	-	預 り 金	2,635
					利息の支払 (注 2)	1	-	-
					経営指導料 (注 3)	540	-	-
					配当の受取 (注 4)	20,185	-	-
					債 務 保 証 (注 5)	9,000	-	-
	株式会社 ダイナム ビジネス サポート	直接 100%	-	経営管理	資金の貸付 (注 1)	15,800	短期貸付金	15,800
					利息の受取 (注 1)	188	未 収 収 益	2
					資金の受託 (注 2)	-	預 り 金	346
					利息の支払 (注 2)	0	-	-
					経営指導料 (注 3)	15	-	-
	株式会社 キャビン プラザ	直接 100%	-	経営管理	資金の受託 (注 2)	-	預 り 金	1,292
					利息の支払 (注 2)	0	-	-
					経営指導料 (注 3)	7	-	-
					配当の受取 (注 4)	300	-	-
	株式会社 日本ヒュウ マップ	直接 100%	-	経営管理	資金の貸付 (注 1)	1,000	短期貸付金	1,000
					利息の受取 (注 1)	1	未 収 収 益	0
					資金の受託 (注 2)	-	預 り 金	254
					利息の支払 (注 2)	0	-	-
					経営指導料 (注 3)	36	-	-
	Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港 有限公司)	直接 100%	あり	経営管理	資金の貸付 (注 1)	10,081	短期貸付金	10,081
					利息の受取 (注 1)	121	未 収 収 益	1

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して取締役会にて合理的に決定しております。
2. 資金の受託については、当社が運営するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）における短期的且つ反復的な取引のため、取引金額は記載を省略しております。受託利率は市場金利を勘案して取締役会にて合理的に決定しております。
3. 経営指導料については、子会社の基本的な経営数値や負担能力を勘案し、客観的基準により取締役会にて決定しております。
4. 受取配当金については、持株会社である当社が示す配当基準に準拠し、配当を実施しております。
5. 株式会社ダイナムの銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受取は行っておりません。

7. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	128 円 86 銭
1 株当たり当期純利益	29 円 09 銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2015年5月27日

株式会社ダイナムジャパンホールディングス

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 善 場 秀 明 ㊞

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 千代田 義央 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイナムジャパンホールディングスの2014年4月1日から2015年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2014 年4月1日から 2015 年3月 31 日までの第4期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015 年5月 28 日

株式会社ダイナムジャパンホールディングス 監査委員会

監査委員 高 野 一 郎 (印)

監査委員 吉 田 行 雄 (印)

監査委員 トーマス イップ (印)

(注) 1. 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（特別決議）

当社定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 日本の会社法の改正により、改正前に「委員会設置会社」と定義づけられている株式会社の名称が「指名委員会等設置会社」と変更されることとなりました。
- (2) 会社法改正附則第3条第1項は、「この法律の施行の際現に委員会設置会社である（略）株式会社の定款には、新会社法第2条第12号に規定する指名委員会等を置く旨の定めがあるものとみなす。」と定められておりますが、定款という重要性に鑑み、同項の適用ではなく、現行定款の一部を以下のとおり変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変 更 案
定 款	定 款
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 (記載省略)	第1条 (現行どおり)
	
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 (記載省略)	第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、 <u>委員会設置会社</u> として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、 <u>指名委員会等設置会社</u> として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 指名委員会	(2) 指名委員会
(3) 監査委員会	(3) 監査委員会
(4) 報酬委員会	(4) 報酬委員会
(5) 会計監査人	(5) 会計監査人

現行定款	変 更 案
(公告方法) 第 5 条 (記載省略) (配当金の除斥期間) 第 5 5 条 (記載省略) 以上	(公告方法) 第 5 条 (現行どおり) (配当金の除斥期間) 第 5 5 条 (現行どおり) 以上

第 2 号議案 株式の割当、発行および取引の包括授權の件（普通決議）

日本および香港の適用法令ならびに香港証券取引所上場規則を遵守することを条件として、株主割当における新株予約権の割当・発行の場合を除き、株式または株式に転換可能な証券の随時の発行、割当および取引ならびに本授權期間中またはその終了後の株式の割当、発行に繋る申出、合意およびオプション付与のための会社の全ての権限行使を、以下に定義される関連期間内において、取締役会に対して包括的かつ無条件に授權することをお願いするものであります。

ただし、当該授權によって発行される株式の総数は、条件付か無条件かを問わず、本決議の日付現在での発行済株式総数の 20%を超えないものいたします。

また、当該授權は、関連期間において効力を有するものいたします。「関連期間」とは、本決議の日から以下の中で最も早い時までの期間であります。

1. 本議案可決後の次回当社定時株主総会の閉会時
2. 本議案可決から 12 か月経過後
3. 本議案で定めた権限が株主総会の特別決議で取消され、または変更された場合、かかる取消し、変更があった日

第3号議案 取締役9名選任の件（普通決議）

本株主総会終結の時をもって、取締役8名全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであり、このうち、高野一郎、牛島憲明、加藤光利、トーマス・イップ、國友英昭および村山啓の6氏は、日本の会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	さとう ようじ 佐藤 洋治 (1945年9月24日生)	1970年 1月 佐和商事(株) (現 (株)ダイナム) 入社 1978年 9月 同社 代表取締役社長 2000年 6月 同社 代表取締役会長 2003年 4月 (株)ダイナム総合投資 (現 (株)日本ヒュウマ ップ) 代表取締役社長 2007年 3月 (株)ダイナムホールディングス 取締役兼 代表執行役社長 2009年 12月 一般財団法人ワンアジア財団 代表理事 (現任) 2011年 9月 当社 取締役兼代表執行役社長 2013年 1月 Dynam Hong Kong Co., Limited CEO (現任) 2013年 6月 当社 取締役 (現任)	162,522,560株
2	さとう こうへい 佐藤 公平 (1954年11月26日生)	1983年 3月 (株)アドバンテスト 入社 1985年 6月 日本コダック(株) 入社 1995年 6月 (株)ダイナム 入社 1998年 6月 同社 取締役 経営企画室管掌 1999年 4月 同社 取締役 営業部管掌 2000年 6月 同社 代表取締役社長 (現任) 2013年 1月 当社 代表執行役 2013年 6月 当社 代表執行役社長 2014年 6月 当社 取締役兼代表執行役社長 (現任)	55,139,680株
※ 3	もり はるひこ 森 治彦 (1952年11月18日生)	法律事務所勤務を経て 1998年 11月 (株)ダイナム 入社 2000年 8月 同社 法務部長 2002年 6月 同社 執行役員法務部長 2007年 6月 同社 取締役法務部長 2012年 10月 当社 執行役 (現任) 2013年 5月 一般社団法人信頼の森 代表理事 (現任) 2013年 6月 (株)ダイナム 常務取締役 (現任)	230,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	たかの いちろう 高野 一郎 (1956 年 5 月 8 日生)	1987 年 4 月 弁護士登録 1992 年 4 月 東京永和法律事務所 入所 2005 年 6 月 (株)光通信 監査役 (現任) 2006 年 10 月 (株)ダイナムホールディングス 監査役 2007 年 3 月 同社 取締役 2008 年 7 月 高野法律事務所 開設 (現任) 2011 年 9 月 当社 取締役 (現任)	20,000 株
5	うしじま のりあき 牛島 憲明 (1950 年 5 月 12 日生)	1973 年 4 月 東京証券取引所 (現 (株)東京証券取引所) 入所 2004 年 6 月 (株)ジャスダック (現 (株)大阪証券取引所) 取締役兼執行役員 2006 年 7 月 (株)ジャスダック・システムソリューション 顧問 2008 年 3 月 (株)ダイナムホールディングス 取締役 2011 年 9 月 当社 取締役 (現任)	838,000 株
6	かとう みつとし 加藤 光利 (1958 年 3 月 20 日生)	1982 年 4 月 (株)東京銀行 (現 (株)三菱東京 UFJ 銀行) 入行 1988 年 4 月 金東財務有限公司 外部派遣 1990 年 3 月 インドスエズ銀行 (現 クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク) 入行 1991 年 4 月 同行 東京支店 バイスプレジデント 2005 年 1 月 (株)エコマテリアル 監査役 2006 年 12 月 同社 取締役兼財務執行役員 (CFO) 2012 年 2 月 同社 代表取締役 CFO (現任) 同 当社 取締役 (現任)	0 株
7	トーマス・イップ (1961 年 3 月 22 日生)	1984 年 5 月 Touche Ross & Co. Hong Kong 入社 1986 年 1 月 プライスウォーターハウス シドニー事務所 入社 1988 年 12 月 同社 香港事務所 1994 年 7 月 同社 監査担当シニア・マネジャー 2002 年 1 月 CCIF CPA Limited 入社 2003 年 10 月 同社 プラクティシング・ディレクター 2008 年 3 月 AIP Partners C.P.A. Limited 入社プラクティシング・ディレクター (現任) 2012 年 2 月 当社 取締役 (現任)	0 株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
※ 8	くにとも えいしょう 國友 英昭 (1950 年 7 月 19 日生)	1974 年 4 月 丸紅(株) 入社 1994 年 4 月 丸紅米国会社 (出向) 法務部長 1996 年 8 月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2001 年 4 月 丸紅(株) 法務部副部長 2003 年 7 月 曙ブレーキ工業(株) 経営企画部門担当役員 補佐 兼 法務・株式グループ長 2008 年 1 月 同社 経営企画室 シニア・エキスパート 2010 年 8 月 同社 経営企画部 (現任)	0 株
※ 9	むらやま けい 村山 啓 (1954 年 7 月 13 日生)	1978 年 4 月 (株)スワニー 入社 1986 年 3 月 (株)ローソンジャパン (現 (株)ローソン) 1996 年 3 月 同社 東京本社 労政担当部長 2007 年 3 月 同社 人事・教育部門本部長 2009 年 3 月 同社 執行役員 2015 年 3 月 同社 人事部門担当常勤顧問 (現任)	0 株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 社外取締役候補者の選定理由について

当社は委員会設置会社であります。委員会設置会社は、取締役会が経営の監督に特化するとともに、監査役制度に代わり、社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会、報酬委員会の三つの委員会を設置して経営の透明性の向上を図り、業務執行に専従する機関として執行役を置き、「経営の監督機能」と「業務執行機能」とを明確に分離し、両者を有効に機能させる組織機構であります。そのため委員会設置会社では複数の社外取締役を選任する必要がありますが、当社では取締役会機能の一層の強化を目指し、6名の選任をお願いするものです。

また、上記の社外取締役候補者はいずれも会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。

①高野一郎氏は弁護士であり、他の企業の社外監査役を務めております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた法律の専門家としての知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって3年9か月であります。

②牛島憲明氏は、ビジネス経験および経営経験が豊富であり、企業経営に関し幅広い知識と経験を有しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験および見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって3年9か月であります。

③加藤光利氏は、企業経営経験が豊富であり経営分野で幅広い知識と高い見識を有しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験および見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したため

あります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって3年3か月であります。

④トーマス・イップ氏は香港公認会計士であり、香港でタックスアドバイザーを務めております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた税務・会計に関する専門的な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって3年3か月であります。

⑤國友英昭氏は、米国ニューヨーク州弁護士の資格を有しており、海外企業法務の経験が豊富であり法律・コンプライアンスに関して幅広い知識と高い見識を有しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた知識・経験および見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。

⑥村山啓氏は、主にコンビニエンスストア業界における経験・知識が豊富でありチェーンストア経営において幅広い知識と高い見識を有しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた知識・経験および見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。

4. 社外取締役との責任限定契約について

該当事項はありません。

附属資料

香港証券取引所上場規則 13.74 により、取締役選任議案において株主への開示を求められている事項で、第 3 号議案に記載されていない該当事項は、次のとおりであります。

1. 取締役候補者の任期

次回の定時株主総会終結時までの 1 年間

2. 取締役候補者の年間報酬額（案）

佐藤 洋治氏	6,300,000 円
佐藤 公平氏	42,000,000 円
森 治彦氏	37,427,000 円
高野 一郎氏	6,000,000 円
牛島 憲明氏	6,000,000 円
加藤 光利氏	6,000,000 円
トーマス・イップ氏	6,000,000 円
國友 英昭氏	6,000,000 円
村山 啓氏	6,000,000 円

3. 取締役候補者と当社取締役、上級管理職または主要株主もしくは支配株主との関係

佐藤洋治氏および佐藤公平氏のそれぞれが支配株主の一人であり、この両名が兄弟であることを除き、候補者は互いに何らの財務、事業、親族またはその他の重要な関係も有しておりません。更に、佐藤一族(以下 4. (1) 注 5. に定義)のそれぞれは支配株主であり、佐藤洋治氏の親族であります。

4. 取締役候補者の当社および当社関連企業における持分

本招集通知の日付現在で、証券先物条例の Part XV の Division 7 および 8 に基づき当社および証券取引所に通知する必要がある、または証券先物条例(香港法第 571 章、以下「SF0」)第 352 条に基づき株主名簿に登録する必要がある、または上場発行体の取締役による証券取引に関する標準規範(以下「標準規範」)に基づき当社および証券取引所に通知する必要がある、候補者の当社もしくは何れかの関連企業(SF0 の Part XV に定義、以下同じ)の株式、原株および債券における持分およびショートポジションは以下のとおりとなります。

(1) 当社における持分

取締役候補者の氏名	持分の種類	保有する当社株式数 ⁽¹⁾	当社における持分比率 ⁽²⁾
佐藤 洋治氏(「佐藤氏」)	実質所有持分 ⁽³⁾	162,522,560	
	支配企業における持分 ⁽³⁾	95,810,000	
	配偶者の持分 ⁽³⁾	760	
	その他 ⁽⁵⁾	203,571,800	
		461,905,120	62.180%
佐藤 公平氏	実質所有持分 ⁽⁴⁾	55,139,680	
	その他 ⁽⁵⁾	406,765,440	
		461,905,120	62.180%
森 治彦氏	実質所有持分	230,000	0.031%
牛島 憲明氏	実質所有持分	838,000	0.113%
高野 一郎氏	実質所有持分	20,000	0.003%

注:

1. 記載されている持分は全てロングポジションです。
2. 2015年3月31日現在の当社発行済株式数は742,850,360株です。
3. 佐藤氏は当社株式162,522,560株を実質所有しております。佐藤氏の妻、佐藤 恵子氏は当社株式760株を実質所有しており、当該持分はSF0に基づき、佐藤氏の持分と見なされます。当社株式を95,810,000株保有するリッチオ株式会社は、佐藤氏が99.9%の株式を保有し支配する会社です。
4. 佐藤一族(以下に定義)の一人である佐藤 公平氏は、2014年6月26日に取締役を選任されました。佐藤 公平氏は55,139,680株を実質所有しております。
5. 佐藤一族は、佐藤 恵子氏(佐藤氏の妻)、西脇 八重子氏(佐藤氏の姉)、佐藤 政洋氏(佐藤氏の弟)、佐藤 茂洋氏(佐藤氏の弟)、佐藤 公平氏(佐藤氏の弟)、佐藤 清隆氏(佐藤氏の叔父)から成ります。佐藤一族は当社株式203,572,560株の受益者です。佐藤一族の各自は佐藤氏および互いの一族であるため、佐藤氏が保有する当社株式を保有していると見なされ、佐藤氏は佐藤一族の各自が保有する当社株式を保有していると見なされます。

上記で開示されている内容を除き、本招集通知の日付現在で、何れの候補者もSF0の第352条に基づき保管することが求められる当社株主名簿に記録する、もしくは標準規範に基づき当社および証券取引所に通知する必要がある、当社もしくは何れかの関連企業(SF0のPart XVに定義)の株式、原株および債券における持分またはショートポジションも有しておらず、または有しているとは見なされません。

(2) 関連企業における持分

何れの候補者も、何れかの当社関連企業の株式、原株もしくは債券における持分もしくはショートポジションも有しておりません。

5. 規則 13.51(2)に基づく追加情報

本招集通知の日付現在で、開示されている内容を除き、何れの候補者も本招集通知の日付の直前の3年間に香港もしくは海外の証券取引所に有価証券が上場されている公開会社の取締役を務めたことはなく、上場規則の規則13.51(2)(h)から13.51(2)(v)の規定要件に基づき開示すべき候補者に関する他の情報は存在せず、また当社株主および証券取引所が注意を払うべき他の事項も存在しません。

6. 規則 3.13に基づく独立要件

取締役候補者の高野一郎氏、加藤光利氏、トーマス・イップ氏、國友英昭氏および村山啓氏は、香港証券取引所上場規則に基づく独立非常勤取締役であります。

当社は、上場規則3.13に基づき各独立非常勤取締役から独立性に関する確認を得ており、当社より独立していると考えております。

高野一郎氏、加藤光利氏およびトーマス・イップ氏は、2014年6月26日から本招集通知の日付現在まで当社社外取締役を務めております。当社取締役は、(i)当社日本法顧問である曾我法律事務所から確認を得たとおり、高野一郎氏他4氏は当該日本法に基づき社外取締役として業務執行を行う事を認められておらず、(ii)高野一郎氏他4氏は、当社、取締役、代表執行役、主要株主、支配株主、各子会社ならびに各々の関連者とは独立関係にあることから、上場規則3.13(7)に該当する者ではありません。

以 上

第4号議案 香港証券取引所上場規則に基づく監査人選任の件（普通決議）

当社の香港証券取引所上場規則に基づく監査人であるあらた監査法人は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査委員会の決定に基づいております。

監査人候補者は、次のとおりであります。

(2015年3月31日現在)

名 称	あらた監査法人 (英文名称:PricewaterhouseCoopers Aarata)	
事 務 所	主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座8丁目21番1号	
沿 革	2006年6月 2006年7月	あらた監査法人設立 業務開始
概 要	資本金 18億8,800万円 構成人員 パートナー 115名 公認会計士 773名 会計士補・全科目合格者 419名 US CPA・その他専門職員 581名 事務職員 325名 合 計 2,213名	

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号
株式会社ダイナム本部ビル

電話 03-5850-3660

交通 JR 山手線・京浜東北線・常磐線「日暮里駅」

